

館山市図書館の基本的運営方針

令和 5 年 4 月
館山市教育委員会

目次

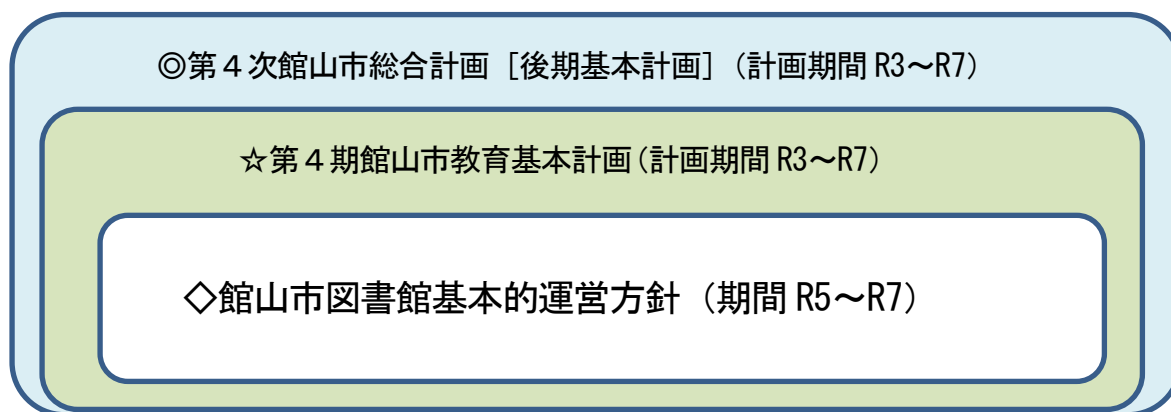
第1章 基本的運営方針の策定にあたって.....	1
1 基本的運営方針の趣旨.....	1
2 基本的運営方針の位置付け.....	1
3 基本的運営方針の期間.....	1
4 基本的運営方針策定の背景.....	2
(1) 図書館法の改正.....	2
(2) 館山市のこれまでの取り組み.....	2
第2章 館山市図書館に関する現状と課題.....	3
1 館山市図書館の現状.....	3
2 利用者アンケートの実施.....	5
3 館山市図書館の課題.....	10
第3章 館山市図書館の基本的運営方針.....	12
1 目指すべき図書館像.....	12
2 基本理念.....	12
3 3つの運営方針.....	12
(1) 誰もが利用しやすい図書館.....	12
(2) 市民とともに歩む図書館.....	13
(3) 市民の生涯学習を応援する図書館.....	14
4 運営状況と運営評価の公表.....	17
(1) 数値目標.....	17
[資料編]	20
1 館山市図書館の施設概要.....	20
2 移動図書館.....	21
3 館山市図書館のあゆみ.....	22
4 利用者アンケート用紙.....	24
5 館山市図書館条例.....	26
6 館山市図書館規則.....	28
7 館山市図書館協議会委員名簿.....	34
8 用語解説.....	35

(本文中「*」が付いている用語については、巻末に解説があります)

第1章 基本的運営方針の策定にあたって

1 基本的運営方針の趣旨

この館山市図書館の基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）は、第4次館山市総合計画「後期基本計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）（以下「基本計画」という。）及び第4期館山市教育基本計画や館山市図書館協議会との協議・検討を踏まえ、図書館の果たすべき機能と役割、運営の方向性をより明確にし、市民により親しまれる図書館を目指すため策定するものです。



2 基本的運営方針の位置付け

基本的運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）」に基づき策定する基本的な運営方針に位置づけ、同基準に示されている管理運営、図書館資料、図書館サービス及び職員について網羅的にとりまとめる方針とします。

3 基本的運営方針の期間

基本的運営方針は、基本計画を踏まえて作成することから、基本計画に合わせ、基本的運営方針の期間を令和7年度までの3年間とし、令和7年度中に見直しを行います。

H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
◎第4次館山市総合計画（10年間）					[後期基本計画（5年間）]				
					☆第4期館山市教育基本計画（5年間）				
					館山市図書館基本的運営方針				

4 基本的運営方針策定の背景

(1) 図書館法の改正

教育基本法（平成18年法律第120号）の改正により生涯学習の理念が明示されたことなどを踏まえ、社会教育に関する規定を整備する必要があることから平成20年6月に図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）が改正され、法第3条図書館奉仕に「家庭教育の向上に資すること」「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」が追加されました。また、法第7条の2に「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表する」ことが定められ、平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が施行され、公立図書館は運営の評価、運営の改善及び運営状況の公表が努力義務とされました。

(2) 館山市のこれまでの取り組み

館山市は、昭和18年に館山市立図書館が館山駅前に開館し、昭和35年に旧市役所分庁舎（現在の日本政策金融公庫館山支店の場所）に移転、昭和47年2月1日に現在の場所に新築の館山市図書館が開館しました。その後、昭和48年に配本車「しおかぜ号」の巡回が開始され、読書クラブへの配本や緑陰図書館など図書館サービスの拡充が進められました。昭和60年には移動図書館「わかしお号」が巡回を開始しました。

様々な図書館サービスを展開し、公立図書館の役割を果たすため、利用者にとって、親しみやすく、利用しやすく、暮らしに役立つ図書館をつくることに努めてきました。

近年では、乳幼児サービスとして「キッズタイム*」「わらべうたの会」、児童サービスとして「おはなし会」の実施、各学校の要望に応じ学習内容に合わせた図書の選書・貸出を行う「学校等への支援・協力」、図書館をより知ってもらうための「職場体験・研修」を実施してきました。また、令和3年2月に「電子図書館」を導入し、図書館に来館しなくても図書を読むことができるサービスを導入しました。

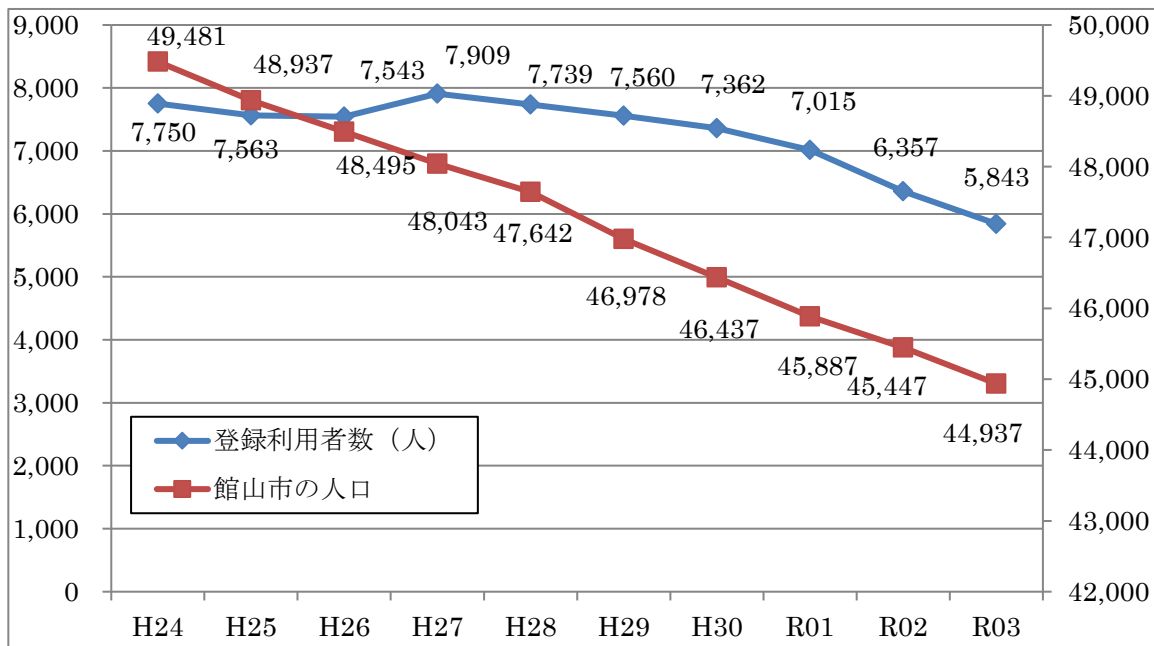
第2章 館山市図書館に関する現状と課題

1 館山市図書館の現状

(1) 登録者数（平成24年度～令和3年度）

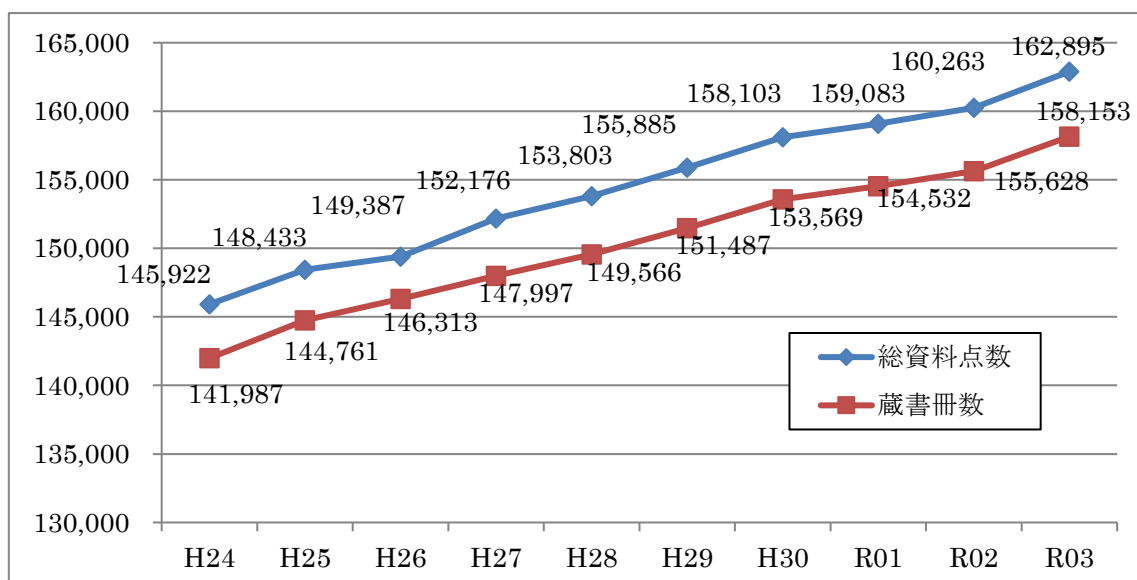
登録者数は、平成27年度から人口減少と共に減少傾向となっています。

なお、館山市の図書利用券の有効期間は3年間となっていますが、自治体により有効期間は異なります。



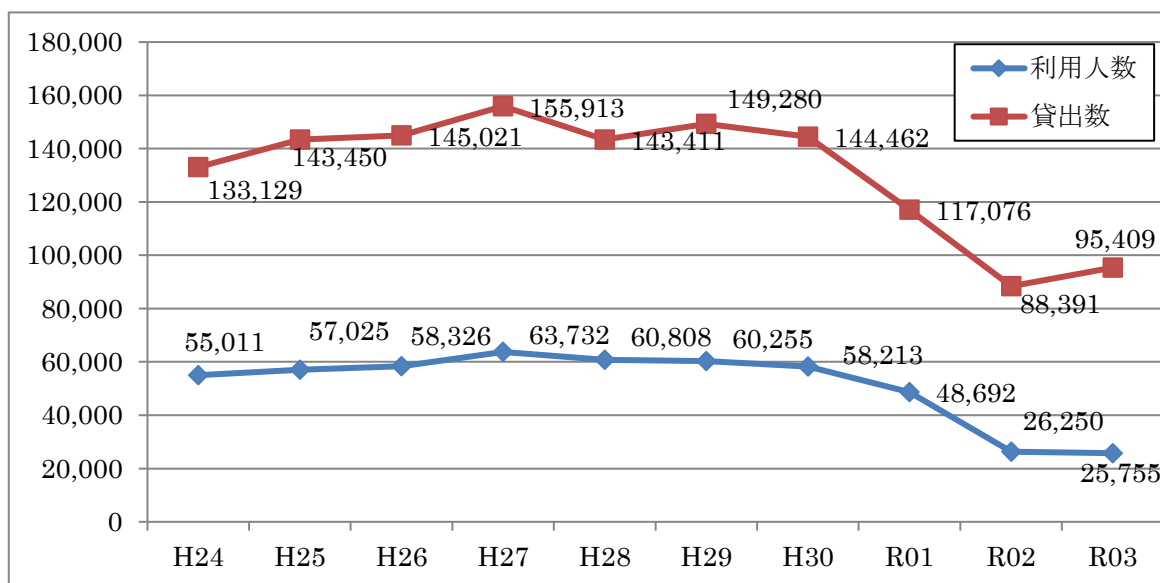
(2) 総資料点数と蔵書冊数（平成24年度～令和3年度）

平成24年から令和3年度までの総資料点数及び蔵書冊数は毎年増えています。



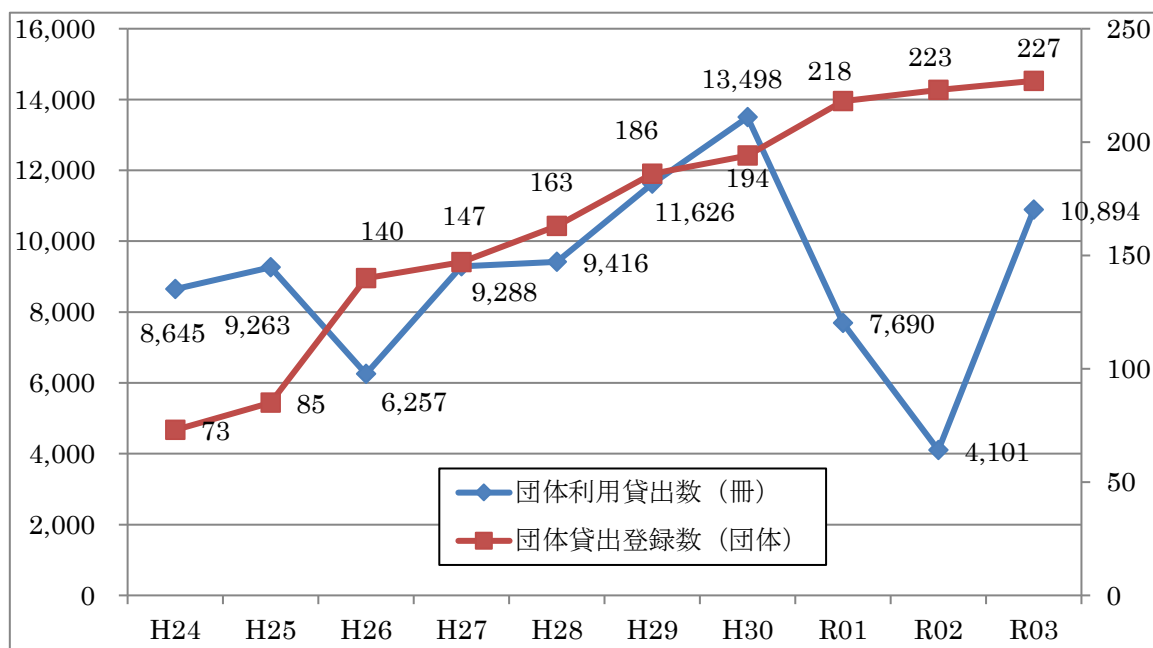
(3) 利用人数と貸出数（平成24年度～令和3年度）

平成30年度まではほぼ横ばいでしたが、令和元年房総半島台風による被災、令和2年度以降の「新型コロナウイルス感染症」の影響で利用人数・貸出数ともに減少傾向となっていました。貸出数は、令和3年度から増加に転じました。



(4) 団体貸出*登録数と団体利用貸出数（平成24年度～令和3年度）

団体利用貸出数は、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、令和3年度から増加に転じました。

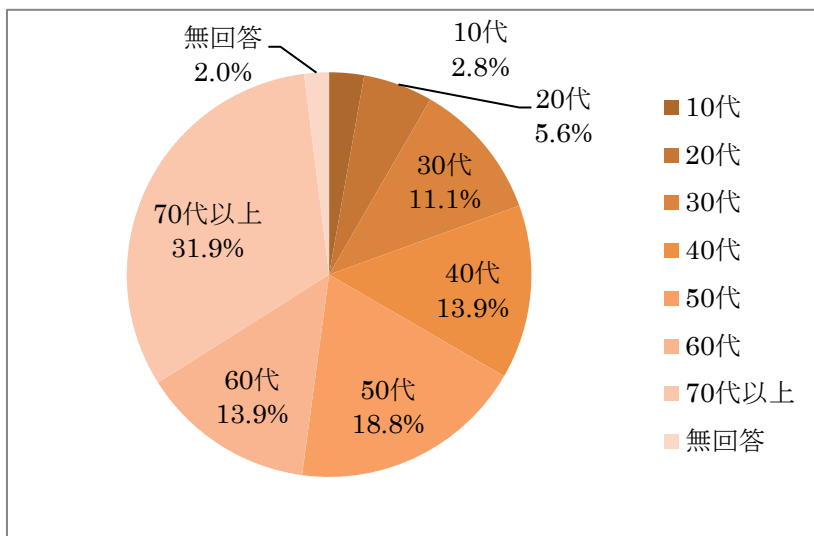


2 利用者アンケートの実施

基本的運営方針の策定にあたり、図書館サービスへの評価、利用者の求める館山市図書館に応えられるよう、利用者アンケートを実施し、分析を行いました。

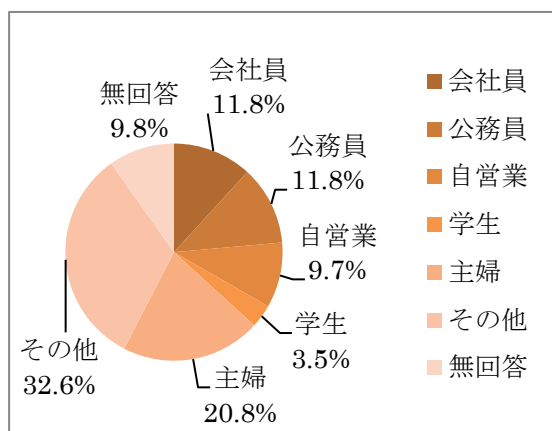
- (1) 調査期間：令和4年10月1日（土）から10月28日（金）まで
- (2) 回答者数：143人
- (3) アンケート結果の概要

■年齢

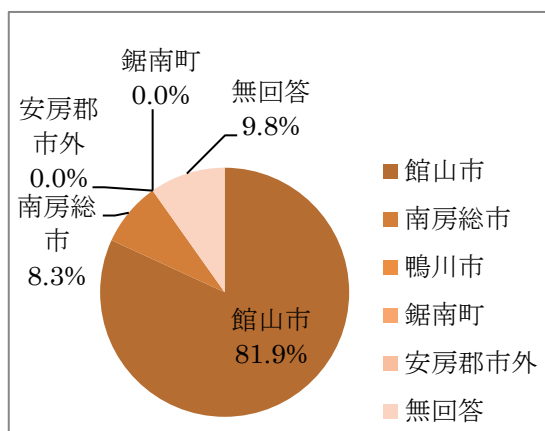


- ・利用する年代は70代が31.9%と最も高く、前回の平成30年度の結果（31.7%）とほぼ変わらない結果となりましたが、10代・20代の合計は8.4%で、前回調査の5.0%から増加しました。

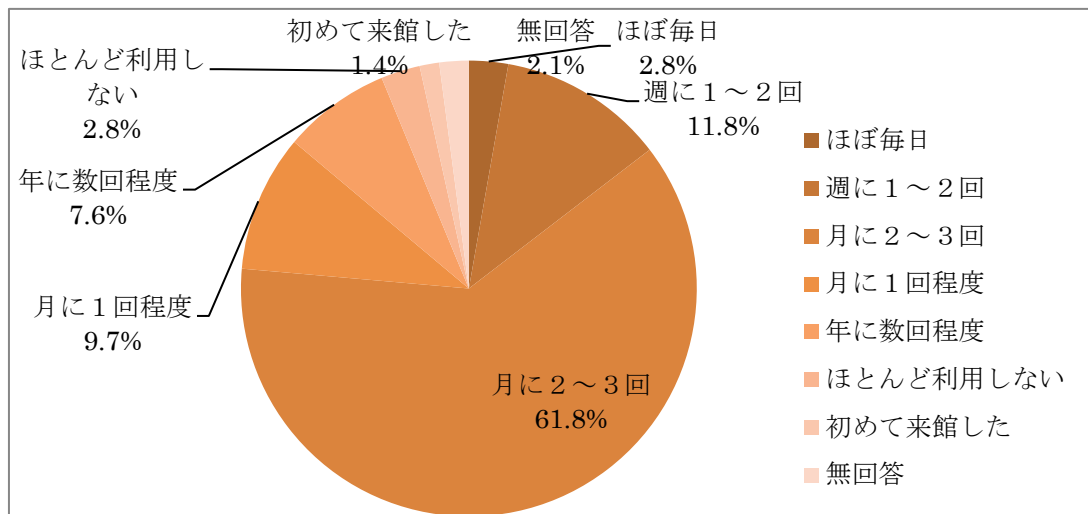
■職業



■住所

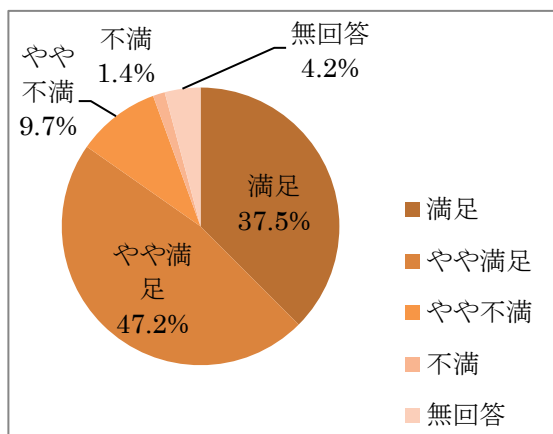


■利用頻度

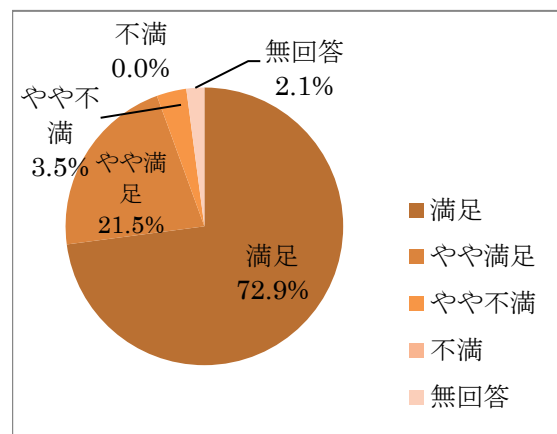


- ・月に2〜3回の利用が61.8%と最も高い結果となり、貸出期間の2週間のサイクルで利用している人が多いと思われます。

■図書館利用の総合的な満足度

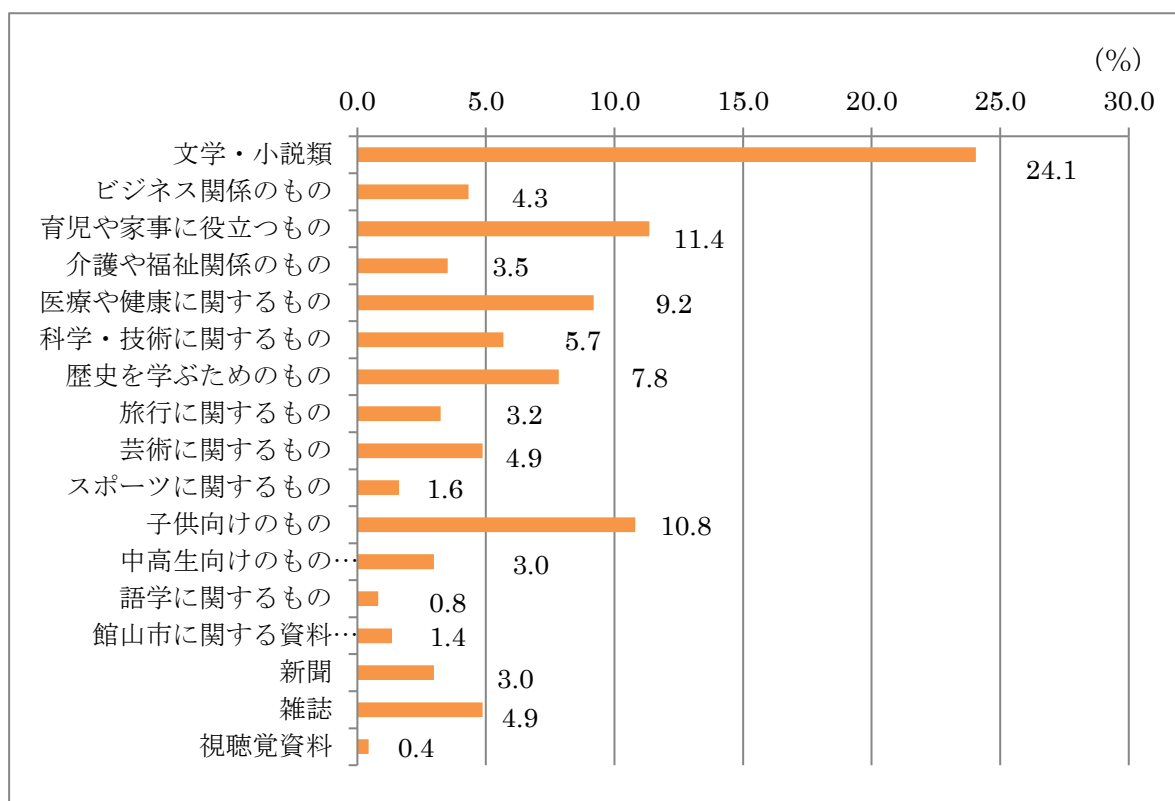


■職員の対応・説明



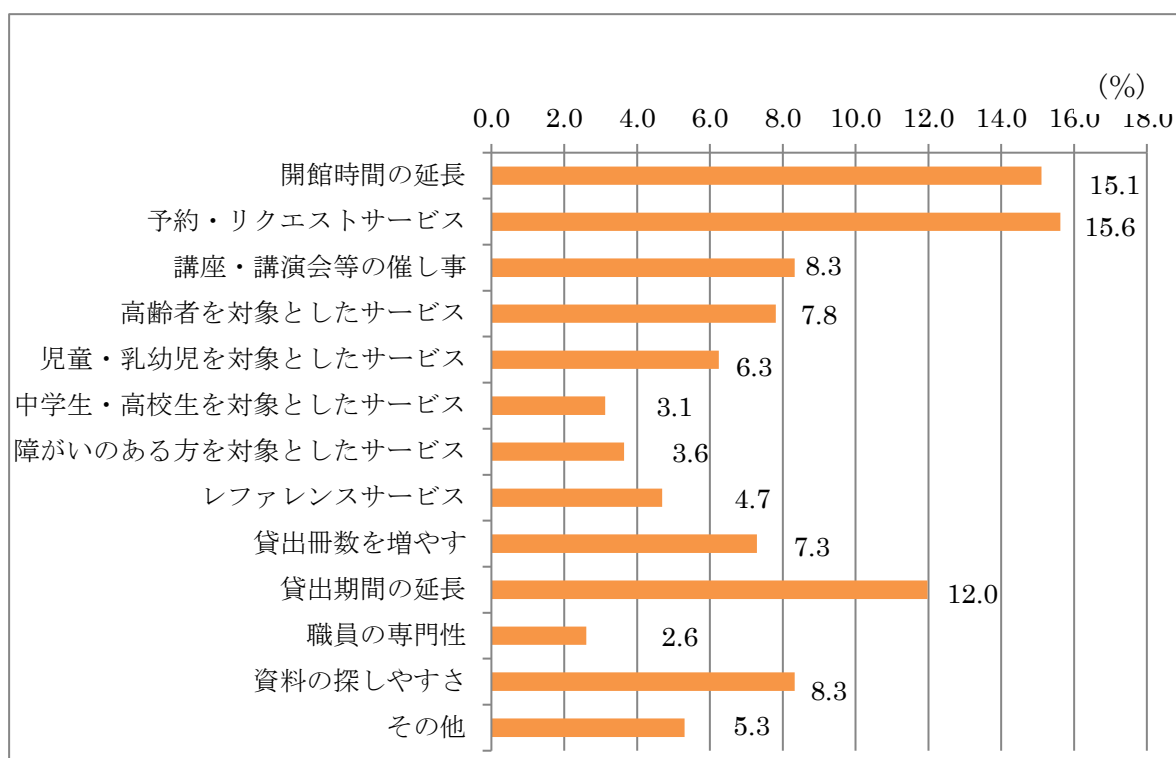
- ・総合的な満足度では、「満足」「やや満足」の合計では84.7%となり、前回の平成30年度の結果（76.7%）と比べ高い結果となりました。
- ・職員の対応・説明に関する満足度では、「満足」「やや満足」の合計で94.4%となりました（今回の新規項目）。

■利用する資料（複数回答）



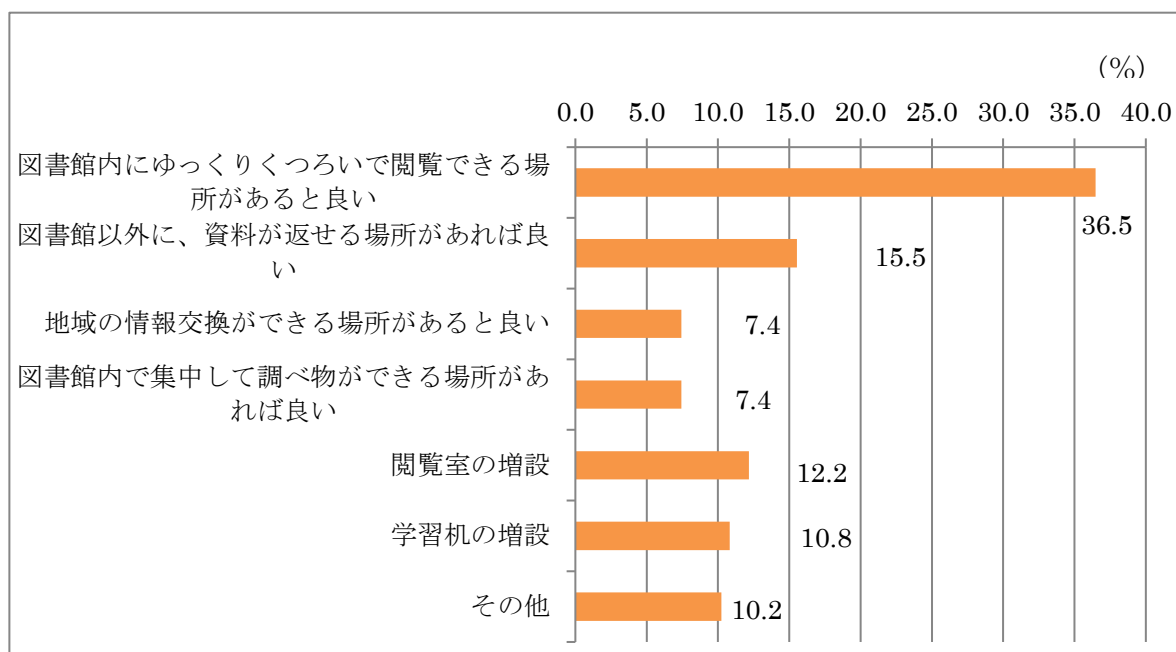
- ・「文学・小説類」が24.1%が最も多い結果となりましたが、「育児や家事に役立つもの」が11.4%、「子供向けのもの」が10.8%、「医療や健康に関するもの」が9.2%となっており、生活に密着したものの利用が多くなっています。

■充実してほしいサービス（複数回答）



・予約*・リクエスト*サービスが15.6%と最も高く、続いて開館時間の延長や貸出期間の延長が多くなっています。

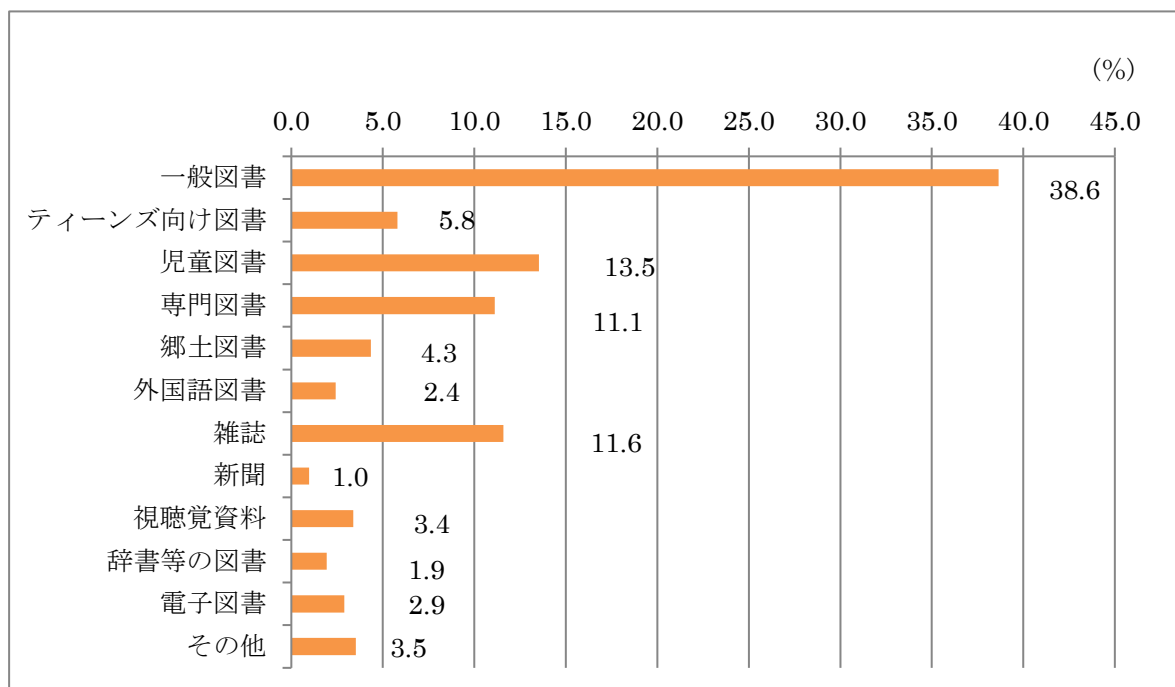
■充実してほしい施設（複数回答）



・ゆっくりくつろいで閲覧できる場所を求める意見が36.5%と高い結果となりましたが、閲覧室及び学習機の増設もそれぞれ1割を超え、図書館内の読書環境の整備が

求められる結果となりました。

■充実してほしい資料（複数回答）



- ・一般図書が38.6%と高い結果が出ました。続いて、児童図書が13.5%、雑誌が11.6%、専門図書が11.1%となりました。

3 館山市図書館の課題

館山市図書館の現状からみると、図書館の登録者数は、館山市の人口減少と同様に減少していますが、貸出数は令和3年度から回復に転じました。

貸出数や利用者数は人口減少社会の中ですが、令和元年房総半島台風や新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、大きな減少はなかったと思われます。

利用者アンケートからみると70代以上の高齢者が多くなっていますが、30代以上では各年代が平均的に利用しており、30代・40代の子育て世代の利用は全体の4分の1を示していることから、子どもを含め全世代が図書館を利用していると考えられます。

また、団体利用貸出数も令和3年度には増加に転じ、今後も多くの団体貸出*を利用して学校との連携が重要となると思われます。

このようなことから図書館サービスの充実や学校との連携、子どもたちの読書活動の推進が課題となっています。

利用者アンケートでの充実して欲しい施設では、「図書館内にゆっくりとくつろいで閲覧できる場所があると良い」が36.5%で一番高い結果となったほか、閲覧室及び学習機の増設もそれぞれ1割を超える結果となりました。

また、図書館では、地域ボランティアや関係団体と協働して「おはなし会」や「図書館講座」などが開催されており、より多くの市民とともに協働する図書館づくりが求められています。

上記のことから読書環境の整備や利用者への情報提供の充実が課題となっています。

また、利用者アンケートの充実して欲しいサービスの1位は、「予約*・リクエスト*サービス」で15.6%でした。充実して欲しい資料では、一般図書が38.6%、児童図書が13.5%でしたが、専門図書も11.1%と高くなっています。さらに、利用者アンケートでの利用者の総合的な満足度は84.7%、職員の対応・説明に対する満足度では94.4%が満足と高い評価をいただいています。これを継続して高めていく必要があります。

また、館山市の図書館として、ふるさと館山を知ることができる「郷土資料*の収集」にも4.3%が充実を求めています。

このことからレファレンスサービス*の充実や司書を中心とした運営体制の充実、郷土資料*収集の充実が課題となっています。

館山市図書館は、昭和47年2月1日に現在の場所に開館し、市民の皆様にご親しまれて歩んできましたが、建築後50年が経過し老朽化が進んでいます。

このため、館山市では国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月策定）及び「館山市公共施設等総合管理計画」（平成29年6月策定）に基づいて、将来の人口規模や財政状況を見据え、中長期的な視点に立って、施設の大規模改修、複合化、建替え等を検討していくこととされています。

第3章 館山市図書館の基本的運営方針

1 目指すべき図書館像

「市民一人ひとりの人生を豊かにし、生涯学習を支える図書館」

2 基本理念

- ・「市民一人ひとりの人生を豊かにし、生涯学習を支える図書館」の役割を果たすため、利用者にとって、親しみやすく、利用しやすく、暮らしに役立つ図書館を作ることを目指します。
- ・市民のニーズに沿った資料や情報の収集・保存・提供を行い、図書館の諸活動をとおして市民の知識の習得に寄与するとともに、地域文化等の向上を図ります。

3 3つの運営方針

館山市図書館の目指すべき図書館像「市民一人ひとりの人生を豊かにし、生涯学習を支える図書館」を実現し、基本理念のとおり利用者にとって親しみやすく、利用しやすく、暮らしに役立つ図書館となるために、「1. 誰もが利用しやすい図書館」、「2. 市民とともに歩む図書館」、「3. 市民の生涯学習を応援する図書館」、の3つの運営方針に基づき図書館運営を推進します。

(1) 誰もが利用しやすい図書館

①親しみやすい図書館

- ・市民一人ひとりの「知る自由」「学ぶ権利」を保証し、乳幼児から高齢者まで、誰もが使いやすく親しみやすい図書館を目指します。
- ・乳幼児から高齢者まで、すべての人に読書の楽しみを広げるため、多様な読書活動推進事業を実施します。
- ・子どもや図書館利用者の読書活動推進のため、「読書貯金通帳」のより良い活用方法を検討します。
- ・数多くの資料の中から「読みたい」と思える資料と出会う機会を作るため、積極的に特設コーナーを設置するなど、多くの人目に触れるように努めます。

②図書館サービスの充実

- ・来館が難しい地域の方にも読書の機会を提供できるよう、移動図書館による巡回や

資料の郵送サービスを実施します。また、電子図書館サービスなど、来館しなくても読書を楽しめるサービスの充実を図ります。

- ・障がいや高齢などの理由で図書を読むことが難しい方や子どもの特性に応じて、読書を楽しんでいただけるよう、大活字本*や視聴覚資料（音読 CD 等）、点字資料等の充実を図ります。また、読書補助器具（老眼鏡、拡大鏡等）の館内貸出を行います。

③学校等との連携

- ・学校図書館の支援及び子どもたちへの読書機会の提供のため、希望に応じて定期的に読書用の図書及び学習テーマに関する授業用の図書の団体貸出*を行います。また、移動図書館による巡回を行い、読みたい図書を自分で選んで借りる機会を提供します。
- ・幼いころから図書に親しむことにより、想像力や言語感覚の養成、図書を通じた知識の習得に寄与できる環境を整えます。
- ・子どもにとって親しみやすい魅力的な蔵書構成に努めるとともに、子どもと図書を結びつけるためのきっかけづくりを行い、図書館の図書に親しむ環境を整えます。
- ・学校等からの図書に関する相談に応じ、施設見学、職場体験等の受入を行うほか、図書館員が出向いてのおはなし会等や学校図書館の運営相談を実施します。
- ・学校図書館の蔵書管理や図書の修復方法等、学校の図書館運営での問題点の解決に応えられるよう努めます。
- ・普段の生活の中で、子ども達が疑問に思ったことや知りたいと思ったことを、図書館の資料を活用して調べることができるよう、レファレンスサービス*の提供を行います。
- ・次世代を担う子どもたちが本に触れ合う機会を増やし、読書活動を通じて生きる力を育み、豊かな心を育てることができるように、「館山市子ども読書活動推進計画」を策定します。

(2) 市民とともに歩む図書館

①読書環境の整備

- ・館山市図書館を、図書を閲覧する場所としてだけでなく、市民・利用者の憩いの場や学習の場となるような環境を目指します。
- ・豊かな地域資源と様々な情報資源を活用し、多様な学習機会を提供することにより、

市民の自主的な学習活動を推進していきます。

- ・希望する資料の所蔵がない場合や不十分な場合は、代替資料の提案、相互貸借制度*による県内図書館からの借受、県外図書館や国立国会図書館への相談など、利用者の要望に応えられるよう努めます。
- ・地域ボランティアや関係団体などに参加している市民の方と協働して、おはなし会、図書館講座などの読書推進事業を開催し、来館するきっかけを作り、読書の楽しさを感じてもらえるような環境を目指します。
- ・誰もが安心して利用できるように館内を見回り点検し、必要に応じて設備の改善を実施します。

②利用者への情報提供の充実

- ・図書館についての情報を周知するため、館山市図書館のホームページや館山市広報「だん暖たてやま」掲載の「図書館だより」による情報発信のほか、館山市のFacebook等、各種SNS等を活用し、ひとりでも多くの市民の方に情報が届くよう努めます。
- ・医療・子育て支援、観光情報など、地域の様々な情報を集め、利用者が多くの情報を得られる場所となるような取り組みを行います。
- ・図書館資料の利活用、図書館機能の役割の周知につながるような行事を計画・実施していきます。
- ・行政各部署等と連携し、行事等と関連した企画展示を実施します。関心を抱いた事柄について深い学びができるよう、行政各部署等と双方向で支援します。知的好奇心を刺激するきっかけを作り、読書に触れる機会を提供します。
- ・郷土資料*をはじめとする図書館資料を活用した講座の実施を検討します。

(3) 市民の生涯学習を応援する図書館

①レファレンスサービス*（調査相談）の充実

- ・市民の「読みたい」「知りたい」「調べたい」という知的好奇心にこたえることのできる資料を収集・提供するとともに、図書館資料を使つてのレファレンスサービス*の提供やインターネットによる蔵書検索・予約*、図書館システムの利活用による効率的な資料管理により、市民の多様なニーズに対応した資料や情報の提供を行います。

- ・「知りたい」と思ったことや、生活の中での課題を図書館資料から見つけることができ、さらにその課題を解決できるよう、多様な角度から資料を収集します。
- ・資料を見つけることや情報を探すことが困難な時に、レファレンスサービス*として適切な助言が行えるよう司書をはじめとする職員の資質向上に努め、課題の解決を支援します。

②司書を中心とした運営体制の充実

- ・図書館資料と利用者をつなぐための司書は、高度かつ幅広い知識を蓄積し継承するため、地域事情にも精通していることが必要であり、専門職としての確固たる位置づけと計画的で継続的な人材育成・配置を行い、職員の専門性向上に努めます。
- ・図書館機能は、資料・建物・人（利用者及び職員）があって果たせるものであるため、バランスの取れた新鮮な蔵書構成を心掛け、適切な管理をしながら利用者に提供していきます。
- ・公正な目で質の高い資料の選書を実施していきます。
- ・子どもの特性を踏まえた児童資料の知識を持つ司書の役割は非常に大きく、地域の中で子どもと本をつなぐ立場にある学校や保護者への支援を行なっていきます。

③郷土資料*収集の充実

- ・郷土資料*の収集・保存・提供及び情報提供機能の充実を図ることで、市民の郷土歴史の理解へつなげ、郷土への関心・愛着を持てることを目指します。
- ・館山市及び千葉県・安房郡市に関する郷土資料*について、網羅的に収集し、利用者の調査研究や地域課題の解決に供するほか、保存していくことで地域の歴史や文化を将来にわたって継承を目指します。
- ・郷土資料*について、活字資料のほか、映像、音声及び電子資料を系統的に収集し、市民のニーズ対応した資料の提供に努めます。

【体系図】

【目指すべき図書館像】

市民一人ひとりの人生を豊かにし、
生涯学習を支える図書館



【基本理念】

- ・「市民一人ひとりの人生を豊かにし、生涯学習を支える図書館」の役割を果たすため、利用者にとって、親しみやすく、利用しやすく、暮らしに役立つ図書館を作ることを目指します。
- ・市民のニーズに沿った資料や情報の収集・保存・提供を行い、図書館の諸活動をととして市民の教養や地域文化等の向上を図ります。



3つの運営方針

誰もが
利用しやすい
図書館

市民と
ともに歩む
図書館

市民の生涯学習
を応援する
図書館

4 運営状況と運営評価の公表

図書館活動の満足度向上を目指すため、図書館サービスや実施する事業、図書館の管理運営に関する実績を公表し、館山市図書館運営協議会の評価・意見を伺いながら点検・評価し、その結果を公表します。また、図書館サービスなどに広く利用者の意見を取り入れていくために、利用者アンケートなどを継続的に実施していきます。

(1) 数値目標

目 標 項 目	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
①図書館の総合的な満足度	84.5%	90.0%
②図書館資料貸出点数	95,409点	173,340点

(2) 図書館サービスに対する評価

①誰もが利用しやすい図書館

事業項目	取組内容
(1) 親しみやすい図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から高齢者まで使いやすく親しみやすい図書館 (キッズタイム*、おはなし会の実施等) ・多様な読書活動推進事業の実施 ・「読書貯金通帳」のより良い活用方法の検討 ・積極的な特設コーナーの設置
(2) 図書館サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館巡回サービスの充実 ・資料の郵送サービスの充実 ・電子図書館サービスの充実 ・大活字本*や視聴覚資料(音読CD等)、点字資料等の充実 ・読書補助器具の館内貸出
(3) 学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の支援、子どもの読書活動推進 ・移動図書館による本を自分で選んで借りる機会の提供 ・想像力や言語感覚の養成、知識の習得に寄与する環境の提供 ・児童の施設見学、職場体験の受入、資料の定期団体

事業項目	取組内容
	貸出* <ul style="list-style-type: none"> ・学校の図書館運営での問題点の解決への協力 ・子どもたちへのレファレンスサービス*の提供 ・「館山市子ども読書活動推進計画」の策定

②市民とともに歩む図書館

事業項目	取組内容
(1) 読書環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の閲覧だけでなく、市民・利用者の憩いの場となる環境の整備 ・多様な学習機会の提供 (図書館講演会、各種講座の実施等) ・利用者からのリクエスト*を活かした図書の整備・購入 ・ボランティアとの協働による読書推進事業の開催 (おはなし会の実施等)
(2) 利用者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「だん暖たてやま」への掲載やホームページ等の各種SNSを活用した情報提供の実施 ・地域情報の収集及び情報発信の充実 ・図書館資料の利活用、図書館機能の役割の周知に繋がる行事の計画・実施 ・行政機関や行事等と関連した企画展示の実施 ・郷土資料*を活用した講座の実施

③市民の生涯学習を応援する図書館

事業項目	取組内容
(1) レファレンスサービス*の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・知的好奇心に対応できる資料の収集、提供 ・市民の多様なニーズに対応した資料や情報の提供 ・レファレンスサービス*充実のための職員資質の向上
(2) 司書を中心とした運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・司書を専門職として位置付け、継続的な育成・配置 ・計画的で継続的な人材育成と職員の専門性向上 ・バランスの取れた新鮮な蔵書構成 ・公正な目で質の高い選書の実施

事業項目	取組内容
(3) 郷土資料*収集の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土資料*の収集・保存・提供 ・ 歴史・文化等地域資源の情報発信 ・ 映像・音声・電子資料等の郷土資料*収集

[資料編]

1 館山市図書館の施設概要

項目	概要	備考
開館年月日	昭和 18 年 8 月 (1943 年)	館山市北条 1,882 番地 (館山駅前)
	昭和 35 年 5 月 (1960 年)	館山市北条 1,063 番地の 2 (現在の日本政策金融公庫館山支店)
	昭和 47 年 2 月 (1972 年)	館山市北条 1740 番地 (現在地)
電話番号	0470-22-0701	
F A X	0470-22-1533	
敷地面積	1,759 m ²	
延床面積	822.4 m ²	図書館、書庫、カウンター室 ※車庫、変電室、倉庫、自転車置場を除く。
階層	地上 2 階	
開館時間	9 : 00 ~ 17 : 00	※木曜日 (祝日を除く) 9 : 00 ~ 19 : 00
休館日	月曜日 館内整理日 年末年始 特別整理期間	祝日の場合も休館 毎月第 4 金曜日 (祝日の場合は第 4 木曜日) 12 月 29 日 ~ 1 月 3 日
閲覧席	50	
複写機	1	
A E D	1	
総資料点数	162,895 点	(令和 4 年 4 月 1 日現在)
登録者数	5,843 人	(令和 4 年 4 月 1 日現在)

2 移動図書館

ア. 沿革

年	月	概要
昭和 48 (1973) 年	4 月	配本車「しおかぜ号」巡回開始
昭和 60 (1985) 年	10 月	移動図書館「わかしお号」巡回開始
平成 15 (2003) 年	8 月	移動図書館「わかしお号」2号導入

イ. 「わかしお号」2号 車両概要

購入年月日	平成15年8月
形式	ニッサンシビリアン (26人乗りマイクロバス) 改造
車両寸法	長さ 630cm 幅 219cm 高さ 271cm
積載冊数	2,200冊
燃料及び排気量	軽油4,160cc

ウ. ステーション巡回表 (巡回ステーション数：34箇所)

コース	箇所	巡回ステーション
1	7	船形こども園・公民館、純真保育園、温水プール、那古小学校 稲原集会所前、崖観音下、船形小学校
2	7	ヨウコーフォレスト館山、風のさんぽ道、大賀自衛隊官舎、 香浅間神社、西岬小学校、西岬地区公民館、館山小学校
3	7	安房神社鳥居前、大田区立館山さざなみ学校、 ふれあいショップ平砂浦、房南こども園、安房特別支援学校、 中里ワークホーム、房南学園
4	6	館野保育園、元気な広場、九重小学校・こども園、腰越延命院前、 九重駅前、館野小学校
5	5	小林病院、豊房小学校、豊房幼稚園、豊房地区公民館、 神余小学校
6	2	ユネスコ保育園、イオンタウン館山

3 館山市図書館のあゆみ

〔年表〕

年	月	内容
昭和 18 (1943) 年	8 月	館山市図書館開設 (館山市北条 1882 番地 : 館山駅前)
昭和 27 (1952) 年	6 月	館山市内に、千葉県立中央図書館移動図書館「ひかり号」巡回開始
昭和 28 (1953) 年	1 月	千葉県立中央図書館安房館山分館が併設される
昭和 35 (1960) 年	5 月	旧市役所分庁舎 (館山市北条 1063 番地の 2 : 現在の日本政策金融公庫館山支店) へ移転
昭和 45 (1970) 年	5 月	新図書館建築準備のため、北条地区公民館および那古地区公民館等へ分散移転
昭和 47 (1972) 年	2 月	現在地に図書館新築移転
昭和 47 (1972) 年		館山市内の「ひかり号」巡回ステーション廃止
昭和 48 (1973) 年	4 月	配本車「しおかぜ号」巡回開始
昭和 60 (1985) 年	4 月	「おはなし会」開始
昭和 60 (1985) 年	10 月	移動図書館「わかしお号」巡回開始
昭和 61 (1986) 年	8 月	書庫増築
昭和 62 (1987) 年	3 月	千葉県立中央図書館安房館山分館廃止
平成 4 (1992) 年	2 月	図書館コンピューターシステム導入
平成 6 (1994) 年	6 月	「幼児向けおはなし会」開始
平成 15 (2003) 年	8 月	移動図書館車購入 (「わかしお号」 2 号)
平成 17 (2005) 年	6 月	ティーンズ*コーナー設置
平成 19 (2007) 年	2 月	インターネット予約サービス*開始
平成 19 (2007) 年	11 月	祝日開館開始 (月曜・年末年始除)
平成 20 (2008) 年	4 月	貸出冊数 1 人 10 点までに (平成 19 年度までは上限 5 点)
平成 20 (2008) 年	6 月	「わらべうたの会」開始
平成 23 (2011) 年	8 月	「英語でたのしむおはなし会」開始
平成 25 (2013) 年	4 月	毎週木曜日の開館時間を午後 8 時までに変更
平成 25 (2013) 年	8 月	館山市図書館創立 70 周年

年	月	内容
平成 26 (2014) 年	4 月	文部科学大臣表彰 (子どもの読書活動優秀実践図書館)
平成 27 (2015) 年	10 月	「読書貯金通帳」開始
平成 28 (2016) 年	10 月	キッズタイム* (子ども連れ優先時間帯) 開始
平成 29 (2017) 年	2 月	「大人のためのおはなし会」開始
平成 29 (2017) 年	4 月	毎週木曜日の開館時間を午後 7 時までに変更
平成 29 (2017) 年	4 月	「ハッピーバッグ」 (本の福袋) 貸出初開催
平成 29 (2017) 年	4 月	「ティータイム朗読会」開始
令和 3 (2021) 年	2 月	電子図書館導入

4 利用者アンケート用紙

館山市図書館 利用者アンケート

(館山市図書館 (2022年10月実施))

館山市図書館では、今後の図書館運営に役立てるため、利用者アンケート調査を実施しています。利用者の皆様には、お忙しい中、大変恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。アンケート回答の該当箇所に○、またはご記入をお願いします。

問1 年齢・職業・お住まいについてお聞かせください。

年齢 → ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代以上

職業 → ①会社員 ②公務員 ③自営業 ④学生 ⑤主婦 ⑥その他

住所 → ①館山市 ②南房総市 ③鴨川市 ④鋸南町 ⑤安房郡市外

問2 図書館をどれくらいの頻度で利用されますか。

- ①ほぼ毎日 ②週に1~2回 ③月に2~3回 ④月に1回程度
⑤年に数回程度 ⑥ほとんど利用しない ⑦初めて来館した

問3 どのような目的で図書館を利用されますか。(複数回答可)

- ①本や雑誌、CD等の資料を借りる ②予約本の受取り ③調べものをする
④図書館資料について相談する ⑤本や新聞、雑誌を読む ⑥自主学习
⑦おはなし会等への行事に参加 ⑧その他 ()

問4 利用する資料はどのようなものですか。(複数回答可)

- ①文学・小説類 ②ビジネス関係のもの ③育児や家事に役立つもの ④介護や福祉関係のもの
⑤医療・健康に関するもの ⑥科学・技術に関するもの ⑦歴史を学ぶためのもの
⑧旅行に関するもの ⑨芸術に関するもの ⑩スポーツに関するもの ⑪子ども向けのもの
⑫中高生向けもの(ティーンズ) ⑬語学に関するもの
⑭館山市に関する資料(郷土資料・行政資料・観光情報等含む) ⑮新聞 ⑯雑誌 ⑰視聴覚資料

問5 ご存じのサービスはいくつありますか。(複数回答可)

- ①リクエストサービス ②図書館ホームページからの蔵書検索・予約・貸出延長等
③レファレンスサービス ④おはなし会 ⑤学校への団体貸出 ⑥電子図書
⑦その他 ()

問6 図書館利用の総合的な満足度はどうですか。

- ①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満

問7 図書館利用の満足度はどうですか。

(あてはまる数字に○をつけてください)

	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 図書館の施設・設備について	1	2	3	4
イ 案内表示のわかりやすさ	1	2	3	4
ウ 目的の本や雑誌・CD等の探しやすさ	1	2	3	4
エ 職員の対応や説明	1	2	3	4
オ 予約・リクエストサービスについて	1	2	3	4

問8 図書館の資料で充実してほしい資料はありますか。

- ①一般図書 ②ティーンズ向け図書 ③児童図書 ④専門図書 ⑤郷土図書 ⑥外国語図書
⑦雑誌 ⑧新聞 ⑨視聴覚資料 ⑩辞書等の図書 ⑪電子図書 ⑫その他 ()

問9 図書館のサービスで充実してほしいサービスはありますか。(複数回答可)

- ①開館時間の延長 ②予約・リクエストサービス
③講座・講演会等の催し事 ④高齢者を対象としたサービス
⑤児童・乳幼児を対象としたサービス ⑥中学生・高校生を対象としたサービス
⑦障がいのある方を対象としたサービス
⑧リファレンスサービス(図書館資料を使い利用者の調べ物をサポートするサービス)
⑨貸出冊数を増やす ⑩貸出期間の延長
⑪職員の専門性 ⑫資料の探しやすさ
⑬その他

[]

問10 図書館の施設で充実してほしいことはありますか。(複数回答可)

- ①図書館内にゆっくりくつろいで閲覧できる場所があると良い
②図書館以外に、資料が返せる場所があれば良い ③地域の情報交換ができる場所があると良い
④図書館内で集中して調べ物ができる場所があれば良い ⑤閲覧室の増設 ⑥学習機の増設
⑦その他

[]

問11 今後の館山市図書館をより良くするためには、どのようなことを望みますか。(記述式)

[]

以上で終了です。ご協力いただきありがとうございました。この用紙は回収箱に入れてください。

5 館山市図書館条例

○館山市図書館条例

昭和31年9月24日条例第20号

改正

昭和32年7月27日条例第25号

昭和36年3月20日条例第10号

昭和38年3月15日条例第8号

昭和39年3月16日条例第3号

昭和44年3月15日条例第3号

昭和46年12月8日条例第42号

昭和58年9月30日条例第18号

平成24年3月30日条例第10号

館山市図書館条例

(設置)

第1条 本市は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により、図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
館山市図書館	館山市北条1740番地

(図書館協議会)

第3条 法第14条の規定に基づき、図書館に館山市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

第4条 委員の定数は10人以内とする。

第5条 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年7月27日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和36年3月20日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、昭和35年5月19日から適用し、第4条の2の規定は、昭和36年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年3月15日条例第8号)

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月16日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則 (昭和44年3月15日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月8日条例第42号)

この条例は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則 (昭和58年9月30日条例第18号)

この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

6 館山市図書館規則

○館山市図書館規則

昭和60年8月28日教育委員会規則第4号

改正

平成元年3月24日教委規則第1号

平成4年3月2日教委規則第1号

平成6年10月21日教委規則第7号

平成11年3月23日教委規則第8号

平成12年3月22日教委規則第9号

平成19年9月25日教委規則第18号

平成20年2月26日教委規則第3号

平成24年2月24日教委規則第7号

平成27年3月20日教委規則第11号

令和2年4月24日教委規則第11号

館山市図書館規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、館山市図書館条例（昭和31年条例第20号）第6条の規定により、館山市図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条に定める事業を行う。

第3条 図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 館内整理日（毎月第4金曜日）

(4) 特別整理期間（毎年10日以内とし、教育委員会が定める日）

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日設けることができる。

3 第1項第4号及び前項の規定による休館日については、館長は、あらかじめ図書館にその旨を掲示しなければならない。

(利用者の心得)

第5条 図書館のサービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 館内において利用する図書館資料（法第3条第1号に掲げる図書館資料をいう。以下同じ。）

は、利用後所定の場所へ返納すること。

(2) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。

(4) 施設、設備器具又は図書館資料を損傷又は滅失しないこと。

(入館の制限)

第6条 館長は、管理上適当でないと認める者があるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により、施設、設備器具又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

第2章 館内利用

(利用場所)

第9条 館内で図書館資料を利用しようとする者は、係員の指示に従うとともに、図書館資料を所定の場所において利用しなければならない。

(児童の利用場所)

第10条 児童（小学生以下の者をいう。）が図書館資料を利用するときは、児童室を利用するもの

とする。ただし、係員が特に許可したときは、この限りでない。

第3章 館外利用

(登録)

第11条 館外で図書館資料を利用しようとする者は、図書利用券交付申込書（別記第1号様式）を館長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定により登録をした者に対し、図書利用券（別記第2号様式）を交付するものとする。

(図書館資料の貸出し)

第12条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、館長に図書利用券を提出して、図書館資料を借り受けるものとする。

2 図書利用券により借り受けできる図書館資料は、1人につき10点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 図書利用券の有効期間は、3年とする。

(図書館資料の貸出期間)

第13条 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とし、その図書館資料は、返納期日までに返納しなければならない。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する返納期日が、第4条に規定する休館日に当たるときは、その翌日を返納期日とする。

(図書利用券等の転貸等の禁止)

第14条 図書利用券の交付を受けた者及び図書館資料を借り受けた者は、当該図書利用券及び借り受けた図書館資料を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(図書利用券の滅失等)

第15条 図書利用券を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の規定により届出をした者に対し、図書利用券を再交付することができる。

(貸出ししない図書館資料)

第16条 貴重図書、参考図書その他館長が特に指定した図書館資料については、貸出しを行わないものとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(館外利用者の義務)

第17条 図書館資料を借り受けている者は、転出等の理由により、借り受けた図書館資料を返納期

日までに返納することが困難と思われるときは、当該図書館資料及び所持している図書利用券を直ちに館長に返納しなければならない。

- 2 図書利用券の交付を受けている者が、住所又は氏名を変更したときは、図書利用券を添えてその旨を直ちに館長に届け出なければならない。

(団体貸出し)

第18条 館長は、地域、事業所等を中心として読書活動を行う団体（構成員5名以上）に対し、図書館資料の貸出しを行うことができる。

- 2 前項に規定する貸出しを受けようとする者は、団体図書利用券交付申込書（別記第3号様式）を館長に提出し、団体図書利用券（別記第4号様式）の交付を受けなければならない。
- 3 団体で借り受けることができる図書館資料は、1団体につき50点を限度とし、貸出期間は、1月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 4 団体貸出しを受けた団体の代表者は、図書館資料を善良な管理のもとに運用しなければならない。

(郵送等の貸出し)

第19条 館長は、身体の障害等により来館が困難な者のうち、特に認めた者については、郵送等により図書館資料を貸出しすることができる。

- 2 前項に規定する貸出しに関し必要な事項は、館長が別に定める。

第4章 移動図書館

(移動図書館)

第20条 教育委員会は、図書館利用者の便を図るため、図書館車による移動図書館を設置するものとする。

(設置場所及び巡回日時)

第21条 移動図書館の設置場所は、教育委員会が別に定める。

- 2 移動図書館の巡回日時は、館長が別に定める。
- 3 館長は、天候等の理由により、移動図書館の巡回が適当でないと認めるときは、巡回を中止することができる。

(館外利用に関する規定の準用)

第22条 移動図書館の利用については、第11条から第15条まで及び第17条の規定を準用する。この場合において、第11条中「館外」とあるのは、「移動図書館」と、第13条中「2週間以内」とあ

るのは、「次の巡回日時まで」と読み替えるものとする。

第5章 配本所及び停本所

(配本所及び停本所の設置)

第23条 教育委員会は、図書館利用者の便を図るため、配本所（図書館資料を定期的に配送し、地域団体等利用者の利用に供する場所をいう。以下同じ。）及び停本所（図書館資料を公共施設等に寄託し、一般利用者の利用に供する場所をいう。以下同じ。）を設けることができる。

2 前項に規定する配本所の設置を希望する者は、責任者を定め、その設置について教育委員会に申し込むものとする。

3 配本所及び停本所の責任者は、配送又は寄託された図書館資料を善良な管理のもとに運用しなければならない。

第6章 集会室

(集会室の使用)

第24条 図書館の集会室は、法第3条第6号に定める図書館活動推進のために使用するものとする。

(使用の申請及び承認等)

第25条 集会室を使用しようとする者は、あらかじめ集会室使用承認申請書（別記第5号様式）を教育委員会に提出して、その承認を得るものとし、使用後は整理清掃するものとする。

(使用時間)

第26条 集会室の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第7章 補則

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に館山市図書館規則（昭和32年教育委員会規則第2号）及び館山市図書館利用規程（昭和32年教育委員会規則第12号）の規定により、現に図書館資料の館外利用のための登録又は図書館資料を借り受けている者並びに設置されている配本所及び停本所は、この規則の規

定によってなされたものとみなす。

(館山市図書館規則及び館山市図書館利用規程の廃止)

- 3 館山市図書館規則(昭和32年教育委員会規則第2号)及び館山市図書館利用規程(昭和32年教育委員会規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成元年3月24日教委規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月2日教委規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年10月21日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月23日教委規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月25日教委規則第18号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日教委規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月24日教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日教委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月24日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

7 館山市図書館協議会委員名簿

館山市図書館協議会委員名簿

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

任 命 区 分	氏 名	備 考
学校教育関係者	安 田 淳	
社会教育関係者	大 西 純 夫	令和3年6月1日～ 令和4年5月31日
	加 瀬 俊 浩	令和4年8月1日～
	齋 藤 実	
	眞 田 滋 子	
	吉 田 光 久	令和3年6月1日～ 令和4年5月31日
	塚 本 晃 太	令和4年6月1日～
家庭教育関係者	生 稻 裕 美	
学 識 経 験 者	関 和 美	
	波佐間 美和子	

*敬称略、任命区分の中で氏名の五十音順

8 用語解説

索引	用語	解説
き	キッズタイム *P2,17,23	「キッズタイム」は、小さい子どもを連れて図書館に行きづらい、という保護者の声を受けて行っているもので、赤ちゃんのうちから図書館に親しんでもらえる環境を整え、図書館利用の促進につなげることを目的としたサービス。
	郷土資料 *P10,14,15,18,19	館山市及び千葉県・安房郡市に関する図書等のことで、「郷土資料コーナー」を設置することで閲覧しやすいようにしている。
そ	相互貸借制度 *P14	読みたい図書を館山市図書館が所蔵していない場合、県内等の図書館の間で、お互いに図書を貸し借りする制度。
た	大活字本 *P13,17	弱視者（低視力者、高齢者等）にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した本。
	団体貸出 *P4,10,13,18	学校、こども園、読書活動を行う団体等の団体向けに図書等を貸し出すこと。
て	ティーンズ図書 *P22	「ティーンズ」は10代の少年少女を表す言葉。図書館では、子どもから大人への成長期である10代の中高生を対象とした図書。
よ	予約サービス *P8,10,14	館山市図書館で所蔵しているが貸出中の資料について、後日提供できるようにするサービス。 予約方法は、窓口、インターネットの2種類。
り	リクエストサービス *P8,10,18	読みたい図書を館山市図書館が所蔵していない場合、購入を検討するほか、県内等の図書館から借用して提供すること。
れ	レファレンスサービス *P10,13,14,15,18	図書館職員が、利用者の方からの質問・相談を受けて調べものに必要な資料を探すお手伝いをする。「調べもののお手伝い」。

館山市図書館の基本的運営方針

令和5年4月

館山市図書館運営協議会

館山市教育委員会

館山市図書館